

**新型コロナウイルス感染症拡大防止に係る
工事等の対応について（令和2年5月20日版）**

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に係る今後の工事又は測量・調査・設計等の業務委託（以下「工事等」という。）について、当面の間、下記のとおり対応することとしましたのでお知らせします。

記

本市発注の工事等を契約後に、工事等の一時中止又は工期若しくは業務期間の延長の希望がある場合には、可能な限り速やかに各工事等担当課と協議を行ってください。緊急事態宣言の発令に伴う影響（対象地域から従事者等の多くが通勤等）、受注者の感染拡大防止対策（テレワーク、時差出勤等）、従業員の状況（健康状態、休校に伴う育児等）、地方公共団体からの活動自粛要請などの事情を個別に確認した上で、必要があると認められるときは、受注者の責めに帰すことができないものとして、契約書に基づき、一時中止措置や設計図書等の変更を行います。一時中止の期間は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の状況を踏まえ、適切に設定するものとします。

工事等以外の契約についても、業務の一時中止や業務期間等の延長の申出がある場合には、個別に市民生活への影響等個々の契約の性質を考慮し、工事等の取扱いを踏まえた対応を行います。

また、工事の施工等にあたっては、従事者の健康管理に留意し、従事者間の一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行等により3つの密を回避するなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止措置を適切に行うようお願いします。